



令和6年8月8日

調査の結果、不就学の可能性があると考えられる外国人の子供の数が
8,601人であることが明らかとなりました
(令和5年度 外国人の子供の就学状況等調査)

文部科学省では、全国的な外国人の子供の就学実態の把握を進め、全ての外国人の子供に教育機会が確保されるよう取り組んでいく必要があることから、令和元年度より全国的な「外国人の子供の就学状況等調査」を実施しています。

この度、令和5年5月1日現在で行った調査の結果をとりまとめましたので、公表します。

1 調査内容

(1) 調査基準日：令和5年5月1日

(2) 調査対象：市町村教育委員会（特別区を含む。）（1,741）

※広域連合や組合設置の教育委員会については、市町村単位で回答。

(3) 調査方法：都道府県教育委員会を通じ、調査依頼を发出（指定都市教育委員会については、都道府県教育委員会を介さず直接調査票を配布）。
回答はオンライン回答システム、もしくはエクセル調査票で回収。

(4) 主な調査項目：就学状況の把握、就学促進の取組状況等

2 調査結果の概要

○ 就学状況の把握状況

I 学齢相当の外国人の子供の人数（住民基本台帳上の人数） 150,695人（前回調査より13,772人増加。10.1%増加）

II 学齢相当の外国人の子供の就学状況の把握状況（下表）（※1）

III 不就学の可能性があると考えられる外国人の子供の数を単純合計すると（③+⑤+⑦）、8,601人となる（前回調査より418人増加。5.1%増加）。

	住民基本 台帳上の 人数	就学		③ 不 就 学	④転 居・出国 (予定 含む)	⑤就学 状況 把握で きず	⑥ そ の 他	①～⑥計	⑦(参考) 住民基本 台帳の人 数との差
		①義務教 育諸学校	②外国 人学校						
小学生相当 合計人数	106,540	90,789	7,462	641	2,673	4,701	15	106,281	259
中学生相当 合計人数	44,155	36,450	3,531	329	1,160	2,498	14	43,982	173
合計人数	150,695	127,239	10,993	970	3,833	7,199	29	150,263	432

※1 別添資料（調査結果の概要資料）P.5の【結果を見る上での留意点】を参照。

※2 ④には、出国者も多く含まれるが、国内転居の後に不就学状態になっている者も含まれている可能性がある。他方、⑤、⑦には、実際には就学者も含まれている可能性があると考えられる。今回の調査は、あくまで市町村教育委員会が把握している外国人の子供の就学状況について調査を行ったものであるため、設置主体が当該市町村教育委員会とは異なる学校（国私立学校、外国人学校等、他市町村の学校）については、実際には在籍していても、当該市町村教育委員会がその状況を把握していないなど、実際の在籍状況とは異なる場合もあり得る。なお、⑥その他は①～⑤のいずれにも該当しない者（日本の義務教育諸学校や外国人学校には就学してはいないが、母国等の学校のオンライン教育を受講している等）である。

※3 別添資料 P.5 の【結果を見る上での留意点】に記載のとおり、上記表①～⑥の合計と住民基本台帳上の人数の単純な比較は適切ではないため、⑦はあくまで参考値である。⑦には、⑤に計上されない「教育委員会が就学状況の確認を試みておらず就学状況が不明な者」等が含まれると考えられる。

（参考）学齢相当の外国人の子供がいる地方公共団体数

- ・ 学齢相当の外国人の子供が 1人以上いる地方公共団体数 1,260 (72.4%) 前回調査 1,240 (71.2%)
- ・ 学齢相当の外国人の子供が 10人以上いる地方公共団体数 696 (40.0%) 前回調査 669 (38.4%)

3 調査結果を踏まえた今後の対応について

- (1) 令和2年に策定した「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」に基づき、各地方公共団体では、就学状況把握等の取組が推進されたものと捉えているが、同指針に基づく取組がさらに進むよう周知していく。
- (2) 文部科学省の補助事業である「外国人の子供の就学促進事業」の活用等により、引き続き地方公共団体が行う就学状況把握及び就学促進のための更なる取組の推進を図る。
- (3) 前回調査と同様、今回の調査においても各地方公共団体における取組事例を公表する予定であり、教育委員会のみならず住民基本台帳部局等の関連部局含め地方公共団体に広く周知を行う。

<担当> 総合教育政策局国際教育課

課 長 中野理美

外国人児童生徒教育専門官 平山大輔

電話：03-6734-4917（直通）